国民と手を取り合い

先月末に開かれた「スポーツ基本法制定・日本共産党講演会」で、党スポーツ委員会の広畑成志責任者が話した「スポーツの半世紀と日本共産党」の概要を紹介します。

スポーツの半世紀と 日本共産党 ■上

党中央スポーツ委員会責任者 広畑　成志（せいじ）



今年6月にスポーツ基本法が制定され、日本共産党は同法の共同提案者となりました。基本法はスポーツ振興法を全面改正したものですが、振興法ができたのが1961年、ちょうど50年の節目にあたります。

この61年は、日本共産党の第8回党大会が開催され、今日の日本改革の基本路線を基礎づけた綱領が確定された年でもありました。

61年綱領は、当面の行動綱領の中でスポーツを青少年・学生の要求として位置づけました。その後、85年の第17回党大会での綱領の一部改正で、スポーツの「民主主義的発展と向上のためにたたかう」という点が加えられました。

そして、2004年の第23回党大会は、これまでの綱領路線をふまえつつ、21世紀の日本社会の改革をすすめる新しい綱領を採択しました。新綱領は、「国民が主人公」の民主連合政府の実現をめざし、その政府の公約として「スポーツの多面的な発展をはかる」ことを明記しました。

このように、わが国のスポーツ振興の起点となった年からの半世紀は、日本共産党が綱領路線のもとにスポーツの課題に全面的に向き合い、スポーツの発展への支援に自覚的に力をそそいできた時期と重なりました。

節目ごとに

この半世紀の間に、日本共産党が蓄積してきたスポーツの政策と運動は相当な分量があります。それらは、さまざまなスポーツ問題を打開していく力となりました。

スポーツの基本政策では、64年10月24日に発表した「体育・スポーツの真の発展のために」があります。ちょうどこの日は東京オリンピックの閉会式。同政策はオリンピック後の日本スポーツの発展方向と課題を示しました。

76年11月には、「国民スポーツの画期的な発展のために」を提案しています。ここでは、「すべての国民はスポーツをおこなう権利をもつ」という基本理念にもとづく「国民スポーツ基本法」の制定をよびかけました。

80年のモスクワオリンピック参加問題では、政府のボイコット強要という政治介入に抗し、宮本顕治委員長（当時）の談話で「オリンピックの参加・不参加はJOC（日本オリンピック委員会）の自主的判断にゆだねる問題」との態度をとり、選手や競技関係者を激励しました。

91年8月には党中央委員会が「スポーツの民主的発展のために――日本共産党のスポーツ政策」を発表しました。これは今日のスポーツ問題を民主主義の課題としてとらえ、その中で、プロスポーツの商業主義的利用やプロスポーツの動向など新しい問題にも言及したものでした。

「サッカーくじ」法案の国会上程が問題になっていた95年5月には、党中央委員会が「スポーツをギャンブルにゆがめ、青少年の健全な発達に悪影響をおよぼす『サッカーくじ』の導入に反対します」との声明を出しました。そして、ひろがった国民的な世論と運動と連帯し、共同行動をとりました。

願いを実現

日本共産党議員のスポーツ問題での活動も精力的で多彩なものがあります。そこには、国民各層のスポーツ要求の実現、スポーツ行政の民主化をめざして奮闘した足跡が刻まれています。

国会では、夏でも使えるプラスチック製スキー・ジャンプ台の設置（77年）、つり橋の安全基準の策定（79年）、子ども・障害者のスキーリフト料金の実施（82年）、障害者学校の体育館・プールの設置（88年）などの要求が取り上げられました。

スポーツ選手の権利擁護では、プロ野球選手会の労働組合化への支援（85年）、コーチの身分保障・有給コーチ制度の確立（86年）、野球場外野フェンスの安全策の要望（89年）などを取り上げてきました。

スポーツ行政の民主化では、国立競技場の使用規定の差別撤廃（74年）、公共スポーツ施設増設の補助率・補助単価の引き上げ（79年）、尾瀬の「入山料」計画撤回の申し入れ（89年）、国民体育大会の簡素化要求（01年）、ナショナル・トレーニングセンター設置の調査（05年）などがあります。

最近では、09年12月に日本ラグビーフットボール協会、10年6月にJOCと、党国会議員団が競技力向上の支援施策で懇談しています。（つづく）

☞モスクワ五輪参加問題　モスクワオリンピック開催国の旧ソ連が五輪前年の79年、アフガニスタンに軍事侵攻したことをめぐり、米国のカーター大統領（当時）が西側諸国にボイコットを呼びかけました。自民党政府は米国追随の立場から日本オリンピック委員会（JOC）に対し、国庫補助の打ち切りをちらつかせるなどして圧力をかけ、JOC臨時総会で日本の不参加が決まりました。

スポーツの半世紀と日本共産党

■中

原則的な関係を堅持

党中央スポーツ委員会責任者　広畑　成志（せいじ）

日本共産党がスポーツ問題で継続的・総合的に対応できたことには理由があります。

根本には、党の綱領でスポーツの発展方向を明確に位置づけ、「国民が主人公」の政治信条を堅持していることがあります。党の立党の目的そのものが「国民の利益の実現と社会進歩の促進のためにたたかう」（規約）ことをかかげています。

党中央委員会の機構としてスポーツの専門部を常設していることも、他党と違ってスポーツ問題での機敏で正確な対応を可能にし、スポーツ政策や理論の探究と発信の機能をはたしています。

さらに、「しんぶん赤旗」がスポーツ面を持ち、日常的にスポーツの動きを追い、進歩的なジャーナリズムを展開しています。また、『前衛』『女性のひろば』『議会と自治体』『月刊学習』など、日本共産党が発行する雑誌もスポーツ問題の理論的な解明に貢献しています。

国民各層のスポーツ要求の実現では、職場・地域・学園の党支部と党員、地方議員の先進的で献身的な活動が大きな力になっています。この間、スポーツ施設の増設、学校施設や河川敷の開放、フットサル場などの設置、施設使用料の値上げ反対などが、全国各地で取り組まれてきました。

介入に反対

政治・政党が国民のスポーツ活動を奨励し、その発展に貢献していくうえで、スポーツと政党との関係は節度を持ち、原則的なものでなければなりません。

ところが、戦前の軍国主義の時代には、スポーツは戦争の道具に利用され、スポーツ団体は翼賛体制に組み込まれました。戦争末期には「敵性文化だ」と否定され、前途有為のスポーツ選手が戦没していきました。

戦後も、モスクワオリンピック問題や「サッカーくじ」導入問題など、政治の不当な介入があいつぎ、スポーツの自主的な発展をゆがめてきました。日本共産党は不当な政治介入や利用に断固として反対してきました。

国民とスポーツの関係では、わが党は「すべての国民はスポーツをおこなう権利をもつ」との考えを基本にすえています。この権利は、社会のどんな発展段階でも保障されることを、1976年に発表した「自由と民主主義の宣言」で公約しています。

「権利」としてスポーツをとらえる考え方は、今度のスポーツ基本法の「基本理念」のなかにも明記されました。これは大きな進歩でしょう。

スポーツ活動との関係では、91年のスポーツ政策が第一の柱に「スポーツ活動の自由・自主性の擁護」をかかげ、その原則的な態度をつらぬいています。

スポーツ基本法の制定過程でも、日本共産党の宮本岳志衆院議員がこの点を「法の精神にすべきだ」と主張しました。その結果、当初あった「スポーツ団体の責務」という表現が、民間のスポーツ団体に責任を押しつけるニュアンスのあることから、「スポーツ団体の努力」という文言にあらためさせました。



スポーツ基本法制定で文部科学相に質問する宮本岳志議員＝5月

連帯と共同

私たちはよく「共産党は競技力向上をどう考えているのか」という質問を受けます。この質問には、歴代政府がとってきた競技力向上の方策が国威発揚の手段になってきたこと、そのもとで大衆スポーツを犠牲にしてきたことへの批判がこめられていると思います。

日本共産党は競技力向上を「人間の能力開花の促進」「スポーツ文化の継承と発展」という見地から、国民のスポーツ環境の充実とともに、競技力向上に必要な社会的支援をすべきだと考えます。

同時に、スポーツの施策で特定の種目を優先するとか、政治が武道だけを伝統文化だとして特別扱いするような態度をとるのは正しくないと考えています。民主党政権の「事業仕分け」にも差別的な色合いが濃く出ていましたが、こういうやり方は戒めるべきです。

政治とスポーツの問題では、社会進歩との関係があります。平和や地球環境、災害や飢餓などの政治・社会問題に、スポーツはどう向き合っていくか、どう貢献していくのかが問われています。

日本共産党は、オリンピックやサッカーのワールドカップなどが世界平和や環境保全に貢献する役割には大きいものがあると考えています。実際に、オリンピック憲章などでもそれへの貢献がうたわれています。

同時に、平和や環境問題を政治が命令的にスポーツに押しつけるのではなく、スポーツを愛好する人びとや団体が自主的・自覚的にとりくむことが基本です。政治・政党はそれと連帯し共同していく、という態度でのぞむことが求められます。

（つづく）

スポーツの半世紀と

日本共産党

■下

権利実現への運動を

党中央スポーツ委員会責任者　広畑　成志（せいじ）

半世紀にわたる日本共産党のスポーツ分野での実績の力は、今回のスポーツ分野での実績の力は、今回のスポーツ基本法の制定過程で発揮されました。他の政党からも「さすが、スポーツに強い党だ」と言われました。

スポーツ基本法の制定は、日本スポーツの新たな発展を切り開いていく出発点ともなりました。

日本共産党は21世紀の日本社会を「国民が主人公」の方向に改革することをめざしています。この世紀に、スポーツがいっそう多面的に発展していくように、国民、スポーツ関係者と共同して力をそそいでいきます。それを推進していくためにも、スポーツの諸課題を民主的に打開するたたかいが、いよいよ重要さを増してきていると言えるでしょう。

暴力許さぬ

まず、国民のスポーツをする権利を〝言葉〟だけにとどめず、権利実現に粘り強く取り組んでいくことです。このほど発表された文科省の来年度概算要求を見ても、切実に求められているスポーツ施設の拡充などの条件整備の予算はなおざりにされたままです。これをみても、国民各層のスポーツ要求運動が積力的に展開されてこそ、権利は保障されるのです。

競技力向上の支援という点では、メダル至上主義の枠を乗り越え、安定して競技に専念できる基盤を確立していくことを抜きにしては、長期的な展望も開けません。

競技の世界を支えているクラブやチームの活動を保障し、選手やコーチが安心して競技に打ち込める環境整備の施策充実に、本腰を入れて取り組む必要があります。

スポーツの健全な発展をはかる問題では、スポーツの商業主義的な利用が強まるもとで、その横暴を許さず、選手の人権とフェアプレーを擁護し、スポーツの倫理的・文化的な向上に努めていくことが大事になっています。

この間、大相撲をめぐって暴力・賭博、暴力団との関係が問題になりました。韓国で起きたように「サッカーくじ」が八百長行為などを誘発させる危険性も危惧されています。ドーピング（禁止薬物使用）問題も放置できません。



講演する党中央スポーツ委員会の広畑成志責任者＝10月26日

日本共産党は政治の役割として、スポーツ団体が暴力的で閉鎖的な体質や組織を民主的に改革していく自主的な努力を大いに激励していくことを、基本的な態度としています。

政治の独自の役割としては、スポーツを擁護するための民主的な規制、社会的なルールや基準を確立していく提案や、「サッカーくじ」など政治の介入でスポーツ環境を悪化させることをやめさせるために奮闘する考えです。

オリンピック問題では、「首都再生」といった大開発・環境破壊をまねく招致の計画や、やり方を転換させるこ

大志ともに

とです。「大震災復興」に名を借りたよこしまな招致運動など言語道断だと言わなければなりません。

日本共産党は、1964年の東京オリンピックの主会場であった国立競技場などの老朽化に対して改築・補修を求めていきます。同時に、未曽有の国難である東日本大震災や放射能汚染問題は、国の総力をあげて最優先で取り組むことを訴え、力を注いでいます。

日本共産党は、日本社会の発展を、「真に平等で自由な人間関係からなる共同社会の実現をめざす」（党規約）ことを目標にかかげている政党です。この未来社会では、自由時間が拡大されるもとで人間の全面的な発達が保障され、スポーツがそれに積極的に寄与し、多様に開花していくことになるでしょう。

来年、日本共産党は創立90周年を迎えます。日本社会とスポーツの未来を切り開く国民の党として、その実力をさらに大きくしていくために、多くの人に党に入ってもらい、「しんぶん赤旗」の読者になっていただくことを、心から呼びかけています。

将来のスポーツの発展をリードしていくのは若い世代です。現役の競技者とともに、体育系、スポーツ系の大学や専門学校に学ぶ学生が、誇りと使命を持って力が発揮できるような社会にしていかなければなりません。

スポーツを大切にし、日本社会を「国民が主人公」に改革する日本共産党を大きくし、21世紀の新しい「スポーツの半世紀」が豊かなものになるように踏み出したいと思います。その大志ある事業に、ともに参加しましょう。

（おわり）